

令和8年度静岡県地域経済連関モデル創出業務委託 公募仕様書

本契約の業務内容は契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。最初に対象地区を示し、以下の3地区の中から1地区を選定し、業務を実施すること。

対象地区

- ア 伊豆地区（静岡県熱海市～伊豆市の沿岸に位置する漁港及び関係地区）
- イ 中部地区（静岡県沼津市～御前崎市の沿岸に位置する漁港及び関係地区）
- ウ 西部地区（静岡県掛川市～湖西市の沿岸に位置する漁港及び関係地区）

1 委託業務の目的

漁港漁場整備法の改正により、漁港等の敷地・施設利用の規制が緩和された。これを受け、静岡県では、特色ある水産物や美しい景観といった多様な地域資源を活かし、新たな価値を創造する「海業」*などによる漁港地域の活性化を図っている。

本業務は、上記事業に関連し、先進企業主導で漁協を中心とし、市町、観光業等が一体となり、漁港及びその関係地域の地域資源を活用したコンテンツによる収益確保とにぎわいを生み出す持続可能な地域経済連関モデルを創出することを目的とする。

静岡県内の3地区（伊豆、中部、西部）について、各1地区を対象に地域経済連関モデルを創出する。

※ 海業：水産庁は「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」と定義しており、漁業所得の向上と地域振興を目指す産業である。水産業を核として商業、観光、教育等あらゆる分野を結び付けた新しい複合的産業のこと。体験漁業、漁船クルージング、漁村文化交流、地域の水産物を活用した飲食・販売施設の運営等の取組例がある。

2 実施時期

契約日から令和9年3月10日まで

3 適用範囲

- (1) 本業務は、この仕様書に記載する範囲とする。ただし、仕様書に記載がない事項であっても、本業務の受託者（以下「受託者」という。）が本業務の履行において必要不可欠と判断する事項については、本業務の範囲に含むものとし、本仕様書で特に負担者又は負担行為を定めている場合を除き、全て受託者の負担で実施するものとする。

- (2) なお、上記の範囲を超えた仕様の追加や変更が生じた場合は、費用負担等も含め、静岡県と受託者が協議の上、決定する。

4 業務内容

(1) 業務方針の検討及び業務計画書の作成

本業務の目的を踏まえ、持続可能な地域経済連関モデルの創出における業務方針を提案すること。業務計画書は下記(2)(3)の項目について作成し、静岡県と十分に協議した上で実施するものとする。

(2) 地域検討会の運営支援

漁業協同組合との連携協定を締結したうえで、地域において、漁港管理者及び利害関係者による地域検討会を設置し、地域経済連関モデルにかかる課題と可能性等、必要な調整事項の整理を行い、方針をとりまとめ、地域の関係者間での合意形成を図る。利害関係者は、市町、漁業者、住民、自治会、観光業その他関係事業者を想定する。内容・回数については静岡県と協議の上で決定する。

ア 地域検討会の設置及び運営支援

イ 会議の開催、準備及び進行

ウ 議事録の作成及び結果の報告

エ 旅費や報償費の支払

(3) 地域経済連関モデルの創出

地域において、漁港に関わる資源を活用したコンテンツによる収益確保と、持続可能な地域経済連関モデル事業を企画・提案する。また、実証の支援を行う。

漁業協同組合を中核とした企業等及び関係自治体等で構成する共同体による取組として、事業実施者において適切な役割分担ができており、費用分担や収益の配分が適正であること。また、一時的なイベントの実施でなく、業務委託終了後も事業として継続性があり、地域における交流人口の増加を期待できる内容であること。そのプレイヤーとなる者についても検討すること。

ア 事業計画案の策定

イ 取組の実証

ウ 事業の検証、財源及び持続性の検討

エ 地域経済連関モデルの提案

(4) 成果品の提出

ア 本委託業務の成果に関する報告書（任意様式）

イ 静岡県が設置する事業報告会（仮称）での報告

ウ その他、静岡県が必要と判断した資料

(5) 納入場所

静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課

5 証拠書類の保存

本業務に関する書類は、業務終了年度の翌年度から5年間保存するものとする。

6 その他

(1) 著作権等

- ・本業務により作成された全ての成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、静岡県に帰属するものとする。
- ・静岡県は、受注者の著作者人格権の同一性保持権に接触しない範囲内で、成果物の変更を行うことができるものとする。
- ・契約終了時に他のシステムへのデータ移行の必要が生じた場合は、静岡県又は静岡県が指定する移行先へデータの提供や名義変更等の手続きを行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項については、双方誠意を持って協議し解決にあたること。

(2) 上記に定めのない事項については、静岡県と受託者が協議の上決定する。

以上